

矢板市幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する矢板市幼稚園特別支援教育費補助金(以下「補助金」という。)については、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)、矢板市補助金等交付規則に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、補助金の対象となる園児(以下「対象園児」という。)に特別な教育的支援を行う私立幼稚園の設置者(以下「補助事業者」という。)に対して、その経費の一部を補助することにより、私立幼稚園の特別支援教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 対象園児の要件は、矢板市内の私立幼稚園に当該年度の10月1日に在園する本市に住所を有する幼児(当該年度の4月2日以降に満3歳に達した園児を含む。)のうち、対象園児のいる学級に配置された教職員(学級担任を除く。)から特別な教育的支援を受けている幼児であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている幼児

(2) 特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別児童扶養手当の支給対象となっている幼児(支給制度に該当し当該扶養手当の支給が停止されている者に扶養されている幼児を含む。)

(3) 療育手帳制度交付要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第

156号)による療育手帳の交付を受けている幼児

(4)専門医の診断又は児童相談所等の判定により学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する「視覚障害等の心身の故障の程度」と同程度の障がいがあると認められる幼児

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助事業者が行う特別支援教育のために必要な人件費、教育研究管理経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、設置者の種別、対象園児の数及びその対象園児の当該年度の5月1日の在園状況に応じた別表1に定める対象園児1人当たりの補助単価に、別表第1に対応した対象園児の数を乗じて得た額を限度とし、予算の範囲内で交付することとする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者が規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	提出部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	提出部数	提出期限
幼稚園特別支援教育費補助金交付申請書	別記様式第1号	1	1 事業計画書	2号	1	別に定める日
			2 収支予算書	3号	1	
			3 学級別園児数及び対象園児担当・指導教職員数調査表	4号	1	
			4 対象園児担当・指導教職員に関する調書	5号	1	

		5 対象園児就園状況調書	6号	1	
		6 対象園児である旨の判定書類で 次の各号のいずれかに該当する書 類 (1) 第2条第1号に該当する幼児 身体障害者手帳の写し (2) 第2条第2号に該当する幼児 特別児童扶養手当証書の写し (3) 第2条第3号に該当する幼児 療育手帳の写し (4) 第2条第4号に該当する幼児 専門医の診断書又は児童相談所 等の判定書			
		7 その他市長が必要と認める書類			

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 前項の規定により補助金等の交付を決定したときは、市長は補助金等交付決定通知書（別記様式第7号）により、申請人に通知する。

(計画変更の承認)

第8条 補助金等の交付の決定を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく補助事業等計画変更申請書（別記様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金等に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金等の交付決定を変更したときは、補助金等変更交付決定通知書（別記様式第 1 0 号）により、申請人に通知する。

（補助金等の請求）

第 9 条 補助金等は、補助事業者が当該補助事業等を完成した後において交付するものとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、補助事業等の完成前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（別記様式第 1 1 号）に、次に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第 1 0 条 補助事業者は、当該補助事業等を完了し、及び補助金等の交付

を受けたときは、市長の定める期日までに補助事業実績報告書（別記様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書（別記様式第13号）
- （2）事業実績報告書（総括表）（別記様式第14号）
- （3）事業実績報告書（内訳表）（別記様式第15号）
- （4）その他市長が認める書類

2 前項の規定は、市の会計年度内に補助事業等が完了しない場合における当該年度内の補助事業等の実績報告又は補助事業等の廃止につき市長の承認を受けた場合について準用する。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業等について次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取消することができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- （2）補助金等を他の用途に使用したとき。
- （3）前2号のほか、補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

（補助金等の返還）

第12条 市長は、第8条第3項及び前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（帳簿の備付け）

第13条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした

帳簿を備え付け、整備しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 2 2 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 2 3 年度分の補助金から適用する。

別表第 1

対象園児 1 人当たりの補助単価

種別	10月1日に在園 する対象園児数	1人当たりの補助単価	
		5月1日在園児	5月2日以降10 月1日以前入園時
学校法人立幼稚園 (幼稚園運営費補 助金の補助対象と なる学校法人立以 外の幼稚園を含む)	2人目以降	120,000円	60,000円
	1人目	392,000円	196,000円
学校法人立以外の 幼稚園(上欄に該当 する幼稚園を除 く。)		120,000円	60,000円

学校法人立幼稚園()書きは法人立、宗教人立、個人立が該当
学校法人立以外の幼稚園とは認可の予定がたっている認可までの施行園が該当

別記様式第1号（第6条関係）

番 号
年 月 日

矢板市長 様

設置者 住 所
名 称
氏 名 印

年度矢板市幼稚園特別支援教育費補助金交付申請書

年度において、次のとおり補助金等の交付を受けたいので、矢板市幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

補助事業等の名称	矢板市幼稚園特別支援教育費補助事業
補助金等の名称	矢板市幼稚園特別支援教育費補助金
補助金等の額	円
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 学級別園児数及び対象園児担当・指導教職員数調査票 (4) 対象園児担当・指導教職員に関する調書 (5) 対象園児就園状況調書 (6) 対象園児である旨を判定する書類 (7) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第6条関係）

事業計画書

幼稚園名

支出科目		補助対象経費（円）	積算内訳
人 件 費	教員人件費		
	職員人件費		
	小計		
経 費	消耗品費		
	消耗備品費		
	旅費交通費		
	修繕費		
	保健衛生費		
	報酬・手数料		
	賃借料		
	賃金		
	行事費		
	研修費		
	雑費		
	小計		
合計			

（注）

1 補助対象経費は、特別支援教育に要する経費とすること。

2 積算内訳は、具体的に記入すること。

別記様式第3号（第6条関係）

収支予算書

収入

（単位：円）

科目	本年度予算額	前年度予算額	差引額		摘要
			増	減	

支出

（単位：円）

科目	本年度予算額	前年度予算額	差引額		摘要
			増	減	

別記様式第4号(第6条関係)

学級別園児数及び対象園児担当・指導教職員数調査表

	学級名	園児数				対象園児担当・指導教職員数 (10月1日現在)		
		5月1日現在		10月1日現在		教員		職員
			うち対象園児数(市内)		うち対象園児数(市内)	担当	指導	
満3歳の み			()		()			
			()		()			
			()		()			
3歳児の み			()		()			
			()		()			
			()		()			
			()		()			
			()		()			
			()		()			
4歳児の み			()		()			
			()		()			
			()		()			
			()		()			
			()		()			
5歳児の み			()		()			
			()		()			
			()		()			
			()		()			
			()		()			
			()		()			
合計			()		()			

- (注) 1 当該調査票は、対象園児の在籍する学級のみでなく、全ての学級について記入すること。
- 2 10月1日現在の「対象園児数」は、「対象園児就園状況調査」(別記様式第6号)の数と一致すること。
- 3 「対象園児担当・指導教職員数」欄は、特別支援教育に携わる教職員についてのみ記入し、「対象園児担当・指導教職員に関する調査(別記様式第5号)」の数と一致すること。
- 4 「教員」欄の「担当」は学級を担任する教員数を、「指導」は直接対象園児を指導している教員数を記入すること。
- 5 「職員」欄は、対象園児の介護等の業務に携わっている職員数を記入すること。

別記様式第5号(第6条関係)

対象園児担当・指導教職員に関する調書

幼稚園名

(平成 年10月1日現在)

職名	氏名	年齢	免許状の種類	一週あたりの担当・指導保育時間	担当の別指導	専任(を記入)	担当学級名又は指導対象園児名	給与等			
								本俸月額	手当	その他	計
									(内)		
									(内)		
									(内)		
									(内)		
									(内)		
									(内)		
									(内)		
									(内)		
									(内)		
									(内)		

- (注) 1 当該調書は、特別支援教育に携わる教職員についてのみ記入すること。
 2 「担当」とは、学級を担任する教員、「指導」とは、直接対象園児を指導、又は介護等の業務に従事する教職員をいう。
 3 専ら対象園児の保育又は介護等に従事する教職員の場合には、専任欄に を記入すること。
 4 「手当」欄の()内には、特別支援教育のための手当てを支給している場合記入すること(内数)。

対象園児就園状況調書

幼稚園名 _____

（平成 年10月1日現在）

番号	氏名	生年月日	性別	年齢	入園年月日	障害の区分		第3条区分		編入している クラス名	備考
						主障害	副障害		4号該当の場合の 判定機関名		
								1号・2号・3号・4号			
								1号・2号・3号・4号			
								1号・2号・3号・4号			
								1号・2号・3号・4号			
								1号・2号・3号・4号			
								1号・2号・3号・4号			
								1号・2号・3号・4号			
								1号・2号・3号・4号			
								1号・2号・3号・4号			

（注）1 「障害の区分」は、当該幼児が診断（判定）された結果を主障害と副障害に分け、次の区分により記入すること。

「視覚障害」・「聴覚障害」・「知的障害」・「肢体不自由」・「病弱虚弱」・「情緒障害」・「言語障害」など。

2 「第3条区分」は、当該幼児の状況について、当交付要綱第3条において該当する号数に を付けること。

また、「4号該当の場合の判定機関名」は、「第3条区分」の欄において4号に該当する場合、判定を行った医療機関又は児童相談所等の名称を記入すること

3 備考欄に市内外園児の区別の記入

別記様式第7号（第7条関係）

矢板市指令 第 号

補助事業者 住所又は所在地
名称
氏名又は代表者名

年 月 日付けで申請のあった矢板市幼稚園特別支援教育費補助金の交付については、次のとおり決定したので、矢板市幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

矢板市長 印

補助事業等の名称	矢板市幼稚園特別支援教育費補助事業
交付決定額	
交付条件	(1) この補助金の対象となる事業は 年 月 日付けで申請のあった矢板市幼稚園特別支援教育費補助事業とし、その内容は当該申請書記載のとおりとする。 (2) 市長は、補助金等にかかる予算の執行の適正を期するため必要があるときはいつでも職員をして補助事業に対し、当該事務又は事業に係る帳簿、書類その他物件の検査を行わせることができる。
交付に係る指示	(1) 当該補助事業が完了したときは、すみやかに実績報告書を市長に提出すること。 (2) この補助事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え付け、事業終了の翌年から5年間整備保存すること。

別記様式第 8 号 (第 8 条関係)

番号

年 月 日

矢板市長 様

住 所

設置者名

印

年度矢板市幼稚園特別支援教育費補助金に係る事業の変更承認申請書

次のとおり事業計画を変更したいので、矢板市幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

記

補助事業等の名称	矢板市幼稚園特別支援教育費補助事業
補助金の名称	矢板市幼稚園特別支援教育費補助金
変更の内容	
変更の年月日	
変更の理由	
添付書類	別記様式第 9 号等

事業変更計画書

幼稚園名

支出科目		補助対象経費（円）	積算内訳
人 件 費	教員人件費		
	職員人件費		
	小計		
教 育 研 究 管 理 費	消耗品費		
	消耗備品費		
	旅費交通費		
	修繕費		
	保健衛生費		
	報酬・手数料		
	賃借料		
	賃金		
	行事費		
	研修費		
	雑費		
	小計		
合計			

（注）
 1．補助対象経費は特別支援教育に要する経費とすること。
 2．積算内訳は具体的に記入すること。

別記様式第10号(第8条関係)

矢板市指令 第 号

補助事業者 住所又は所在地
名称
氏名又は代表者名

年 月 日付け矢板市指令 第 号により交付決定した矢板市幼稚園特別支援教育費補助金について、次のとおり変更したので、矢板市幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

矢板市長

印

補助金の名称	矢板市幼稚園特別支援教育費補助金
変更前の交付決定額	円
変更後の交付決定額	円
変更増減額	円
交付条件	(1)この補助金の対象となる事業は 年 月 日付けで申請のあった矢板市幼稚園特別支援教育費補助事業とし、その内容は当該申請書記載のとおりとする。 (2)市長は、補助金等にかかる予算の執行の適正を期するため必要があるときはいつでも職員をして補助事業に対し、当該事務又は事業に係る帳簿、書類その他物件の検査を行わせることができる。
交付に係る指示	(1)当該補助事業が完了したときは、すみやかに実績報告書を市長に提出すること。 (2)当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにすること。

年 月 日

矢板市長 様

補助事業者 住所又は所在地
 名称
 氏名又は代表者名 _____ 印

補助金等交付請求書

年 月 日付け矢板市指令 第 号により交付決定のありました
 年度矢板市幼稚園特別支援教育費補助金を、矢板市幼稚園特別支援
 教育費補助金交付要綱第 9 条の規定により請求します。

金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

補助金等の名称	矢板市幼稚園特別支援教育費補助金
補助金等交付決定通知額	
既交付額	
今回交付請求額	
未交付額	
添付書類	(1) 交付決定通知書の写し (2) その他市長が必要と認める書類

- (注) 1 . 数字は、算用数字を使用すること。
 2 . 金額の頭に¥をつけること
 3 . 金額を訂正したものは、無効とする。
 4 . 支払いについて希望する方法の番号
 を で囲むこと。
 5 . 普通預金は「普」を、当座預金は「当」
 を で囲むこと。

1 口座振替 2 窓口 (現金) 払 3 その他 (納入書等)			
振込先	銀行		支店
預金種別	普 当	口座 番号	
名義			

別記様式第 1 2 号 (第 1 0 条関係)

年 月 日

矢板市長 様

補助事業者 住所又は所在地

名称

氏名又は代表者名

印

補助事業実績報告書

年 月 日付け矢板市指令 第 号で交付決定通知のありました矢板市幼稚園特別支援教育費補助事業が完了しましたので、矢板市幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により報告します。

補助金等の名称	矢板市幼稚園特別支援教育費補助金
補助金額	
補助事業等の施行場所	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
経過及び内容	
添付書類	(1) 収支決算書 (2) 事業実績報告書 (総括表) (3) 事業実績報告書 (内訳表) (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第13号(第10条関係)

収支決算書

収入

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差引額		摘要
			増	減	

支出

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差引額		摘要
			増	減	

別記様式第14号(第10条関係)

事業実績報告書(総括表)

(平成 年 月 日現在)

幼稚園名	区分	対象園児 就園数	教員		職員	補助対象経費(円)			今後の支 出予定額	交付決定 額	備考
			担当	指導		人件費	経費	計			
	計画										
	状況										
	計画										
	状況										
	計画										
	状況										
合計	計画										
	状況										

(注) 1. 計画は10月1日現在の数等を記入すること。

2. 「教員」「職員」欄は、特別支援教育に携わる教職員についてのみ記入すること。

3. 「教員」欄の「担当」は学級を担当する教員数、「指導」は対象園児を直接指導する教員数を記入すること。

4. 「職員」欄は対象園児の介護等に従事する職員数を記入すること。

5. 補助対象経費は特別支援教育に要した経費を記入すること。

別記様式第15号(第10条関係)

事業実績報告書(内訳表)

幼稚園名 _____

(平成 年3月31日現在)

支出科目	補助対象経費(円)		実績内訳
	計画額	実績	
人 件 費	教員人件費		
	職員人件費		
	小計		
教 育 研 究 管 理 費	消耗品費		
	消耗備品費		
	旅費交通費		
	修繕費		
	保健衛生費		
	報酬・手数料		
	賃借料		
	賃金費		
	行事費		
	研修費		
	雑件		
	小計		
合計			

(注)

1. 計画額は、交付申請書に記載した補助対象経費を記入すること

2. 実績内訳は、具体的に記入すること。